

「制限付一般競争入札」 入札説明書

社会福祉法人及び学校法人が実施する保育所及び認定こども園新築または増改築などの工事や各種契約にかかる「一般競争入札（持参入札）」へ参加を希望する者は、個々の一般競争入札についての公告（以下「入札公告」という。）で定めるもののほか、この「制限付一般競争入札」入札説明書（以下「入札説明書」という。）に従わなければならない。

1 一般競争入札（以下「競争入札」という。）への参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から落札決定までの間に塩尻市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 11 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更正手続開始の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始が命じられている者（同法に基づく会社の整理終結の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 入札公告において同種工事の施工実績を求める場合において、共同企業体の実績を同種工事の施工実績として申請しようとするときは、その申請者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上であること（異業種による共同企業体の実績を施工実績として申請しようとするときは、その申請者の当該共同企業体における分担工事の業種と入札公告 2 (1) に定める業種が同一であることが確認できること。）。
- (8) 入札公告において主任技術者又は監理技術者又は現場代理人等に同種工事（業務）の施工（履行）経験を求める場合においては、当該同種工事（業務）にかかる工期日数（履行期間）の 50% 以上の従事期間を有するものであること。
- (9) 入札公告において主任技術者又は監理技術者を専任で配置することを求めている場合においては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係）にある者であること。
- (10) 入札公告において監理技術者を配置することを求めている場合においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
 - ア 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - イ 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成 16 年 3 月 1 日以後に管理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(11) 入札公告において技術者に必要な資格を定める業務委託にあつては、各種資格者証又は講習修了証等を有するものであること。

(12) 入札公告において同種工事（業務）の施工（履行）実績を求める場合の、「別に定める公社等」とは以下の団体をいう。

ア 地方住宅供給公社

イ 地方道路公社

ウ 独立行政法人都市再生機構

エ 土地開発公社

オ 日本下水道事業団

カ （旧）日本道路公団

キ 独立行政法人水資源機構

(13) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。

なお、実質支配会社とは次のいずれかに該当する会社等をいう。

ア 人的関係のある会社等（常勤・非常勤を問わない。）

a. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ただし、a については、会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

イ 親会社と子会社及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※管財人とは、会社更生法及び民事再生法の規定により選任された管財人をいう。

※更生会社及び再生手続きが存続中の会社等とは、会社更生法及び民事再生法に規定する会社等をいう。

※親会社及び子会社とは会社法に規定する会社をいう。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

2 入札保証金

入札保証金は免除します。

3 入札書等の提出方法

(1) 入札書及び誓約書（以下「入札書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載してください。

(2) 入札書等は入札公告で指定された日時及び場所に持参により提出してください。郵送又は電信による入札は認められません。

(4) 積算内訳書について

ア 入札参加者は入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を作成してください。

なお、積算内訳書の作成にあたって設計内訳各項目（合計も含む。）を記入してください。

イ 入札参加者は、積算内訳書に、発注件名及び入札者の商号又は名称を明記のうえ、入札当日、これを持参してください。

ウ 入札事務担当者が最低価格入札者に積算内訳書の提示を求めた場合は、直ちに提示してください。その際、提示がないと認められる者のした入札は無効とします。

エ 提出された積算内訳書が適正に見積もられているかを確認し、必要があると認められる場合には、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに必要に応じて指示することが

あります。この指示に従わないときは、その入札を無効とすることがあります。

4 開 札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。
- (2) 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者を落札者とします。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

5 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 競争入札参加資格を有しない者のした入札
- イ 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- ウ 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- エ 自己若しくは他人の代理人がしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- オ 委任状を提出していない代理人のした入札
- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ 郵便又は電信による入札
- ク あきらかに談合によると認められる入札
- ケ 予定価格（内税）を超過した金額を記載した入札（ただし、予定価格が事前公表された場合に限る。）
- コ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- サ 積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められる場合のその者のした入札
- シ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第141号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）とその組合員との双方が一の競争入札に参加した場合、その組合のした入札
- ス 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- セ その他入札の条件に違反した入札

6 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札希望者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出期限内に提出してください。
- (2) 競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められたときは、申請者あてに「競争入札参加資格確認通知書」を送るものとします。
- (4) 提出部数 1部
- (5) 注意事項
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - イ 提出された申請書等は返却しませんが、提出者に無断で他の用途に使用することはありません。
 - ウ 提出期日を過ぎた後の申請書等の訂正又は差替えは認めません。

7 契約保証金

本工事の契約保証として契約保証金の納付をさせることがあります。契約保証金額は本工事請負契約金額の10分の1以上とし、次の各号に掲げる方法により保証を付すものとします。

- (1) 契約保証金の納付または担保となる有価証券の提供
 - (2) この契約の債務不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関等の保証
 - (3) この契約の債務不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 上記のほか必要な事項は契約締結時に定めるものとする。

8 契約書の作成

開札により落札者が決定した後に、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

契約書は2通作成し、双方各1通ずつを保管します。

9 その他の注意事項

- (1) この契約において、談合等の不正行為により被った金銭的損害の賠償については、損害賠償を請求できるものとします。
- (2) 天変地異があった場合又は入札談合に関する情報が寄せられる等公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合は、入札を延期又は中止することがあります。
- (3) 入札公告、入札説明書及び設計図書に対する質問については、入札公告に定めるところによります。

令和元年9月16日

学校法人御子柴学園 理事長 御子柴秀夫